

医療

子ども医療費受給者証

市では、中学校卒業まで子ども医療費受給者証を発行し、子どもの医療費助成を行っています。

3月に中学校を卒業する子は、3月31日(金)をもって子ども医療費の受給資格を喪失するため、4月1日(土)以降、医療機関などに受診したときは、自己負担分の支払いが必要になります。(ただし、ほかの福祉医療を受給している方は除く)

なお、現在使用している子ども医療費受給者証は、有効期間終了後に、市役所市民窓口グループまで返還をお願いします。

母子家庭等医療費受給者証

母子家庭等医療費受給者証を持っている家庭で今年満18歳に到達する子は、3月31日(金)をもって母子家庭等医療費の受給資格を喪失します。

また、末子が満18歳に到達する母または父も同日で資格を喪失することになります。そのため、4月1日(土)以降、医療機関などに受診したときは、自己負担分の支払いが必要に

なります。

なお、現在使用している母子家庭等医療費受給者証は、有効期間終了後に、市役所市民窓口グループまで返還をお願いします。

問合せ先

市市民窓口グループ
☎52-11111 (内線217)



福祉

居宅介護支援券の利用期間は3月31日(金)までです

紙おむつ・尿取りパッドなどの介護用品の購入や、理・美容サービス、社会福祉協議会のふれあいサービス事業、シルバー人材センターの家事援助事業などに利用できる「居宅介護支援券」の利用は3月31日(金)までです。

現在持っている支援券については3月中に使用してください。

市障害者扶助料・市遺児手当受給者の方へ 手当を振り込みます

平成28年度後期分の市扶助料・市遺児手当を3月31日(金)に振り込みます。

記帳などで確認し、振込がない場合は、至急連絡してください。

また、次回からの振込先を変更したい方は、印鑑を持参し、介護保険・障がいグループで手続きをしてください。

障がいのある方 タクシール料金を助成

対象

- ・身体障害者手帳1～3級の方
- ・療育手帳A・B判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

※自動車税の減免または軽自動車税の減免を受けている方は除く。

助成額など 基本料金とお迎え料金を原則として月2回(週あたりの通院回数に応じて変わります)

申込方法 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を持参のうえ、介護保険・障がいグループで申請

申込期間 3月24日(金)から随時

利用可能期間 4月1日(土)から1年間

※4月1日(土)より前の利用は不可

問合せ先

いきいき広場内介護保険・障がいグループ
☎52-9871

善意を
ありがとうございました
(敬称略)

社会福祉協議会へ

第一生命労働組合豊田営業職支部、永柳和枝



節電

